

令和7年4月17日

令和7年度第2回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和7年度第2回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

[その他]

## 議案第 1 号

## 松本市教育長の職務に専念する義務の免除について

## 1 趣旨

松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条及び松本市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条に基づき、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるため、教育長の職務に専念する義務の免除について協議するものです。

## 2 条例第2条第1号及び第2号関係

- (1) 第2号に該当するもの  
人間ドック

## 3 規則第2条関係

- (1) 第1号に該当するもの  
松本市・山形村・朝日村中学校組合教育委員会 教育長
- (2) 第3号に該当するもの  
Mウイング管理組合 副理事長
- (3) 第4号に該当するもの  
ア 松本地区保護司候補者検討協議会 委員  
イ 信州大学教育学部教員養成連携協議会（教育課程連携協議会） 委員  
ウ 松商学園高等学校スーパーサイエンスハイスクール運営指導委員会 委員  
エ 国立大学法人信州大学戦略企画会議附属学校将来構想戦略部会 委員

## 4 根拠法令

別紙のとおり

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980



○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

平成27年3月13日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、松本市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

令和4年4月28日

教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成27年条例第7号)第2条第3号の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務を免除される場合)

第2条 教育長があらかじめ教育委員会の承認を得て、職務に専念する義務を免除される場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 教育長が職務に関連のある国又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- (2) 教育長が国又は他の地方公共団体において規則又は規程に基づいて設置された委員会、審議会等の構成員としての職務遂行のため当該委員会、審議会等の業務に従事する場合
- (3) 教育長が市の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役職員の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (4) 教育長が国、他の地方公共団体又は市の業務と関連を有する団体の事業又は事務に従事する場合
- (5) 教育長が市又は市の機関以外のものの主催する講演会等において、市政又は学術等に関し講演等を行う場合
- (6) その他特別の理由がある場合

附 則

この規則は、令和4年4月28日から施行する。